（公表用）

条件付一般競争入札　質問・回答書

工事名　夏目ケ原浄水場薬品注入設備更新機械電気設備工事

	質問内容	回答
20	公告文p.2 － 2(3)ウ(ｶ)に記載されている配置技術者の変更について、国土交通省が通知する「監理技術者制度運用マニュアルについて」のp.5 － 二-二（4）①に示される、「工場から現場へ工事の現場が移行する場合」においては、変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	「工場から現場へ工事の現場が移行する場合など合理的な理由」等がある場合は、監理技術者等の交代は可能です。（専任を要しない事例・期間についてもご確認ください） なお、交代を予定される場合には、事前に協議をしてください。
21	公告文p2 － 2(3)ウ(ｳ)には、配置予定技術者調書にて申請する3人以内の配置技術者は、契約日において他の工事に配置する技術者であってはならないとあります。 例えば、工場から現場へ工事の現場が移行する際に配置技術者の変更を予定しているとして、変更予定先の技術者が、契約時には別途工事に従事しているものの、現場工事に移行するまでには該当の別途工事が完工するため、本工事に専任で配置が可能であるとします。この場合は、変更予定の技術者を当初の配置予定技術者調書では申請はできないことになります。このことから、当初の配置予定技術者調書で申請している以外の技術者でも、変更申請時に別途その技術者へ変更するために必要な書類を提出すれば、配置技術者変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。 なお、交代を予定される場合には、事前に協議をしてください。